

議案第94号令和7年度大津市一般会計の決算の認定についてのうち、こども未来部の所管する部分及び教育委員会の所管する部分のうちこども未来部が補助執行した部分について

令和7年度大津市一般会計のうち、こども未来部の所管する決算の状況及び教育委員会の所管する部分のうち、こども未来部が補助執行した部分の決算の状況につきまして、主要な施策の成果説明書に基づき、主な項目の説明をさせていただきます。

なお、説明中に記載しております金額につきましては、前年度決算額との増減を表しております。

歳入から、ご説明させていただきます。

22ページをお願いいたします。

款14分担金及び負担金、項2負担金の説明欄、目1民生費負担金、節2児童福祉費負担金のうち、「②公立保育所等給食費負担金」は、幼児教育・保育無償化に伴い、令和元年10月から給食費実費相当分として保護者から徴収しているもので、218万円余りの減額となり、「④保育所運営費負担金」は、民間保育所の保育料で、定額減税の終了の影響により、2,208万円余りの増額となりました。

「⑥母子生活支援施設運営費負担金」は、他都市からの母子の入所受託に伴う負担金で、受託世帯の増加により、285万円余りの増額となり、

「⑧児童クラブ間食費負担金」は、保護者から徴収するおやつ代であり、児童クラブの需要の高まりに伴い、公立児童クラブの通所児童数が増加したことにより、333万円余りの増額となりました。

25ページをお願いいたします。

節2児童福祉使用料のうち、「③公立保育所等保育料」と「④公立保育所等延長保育料」は、公立保育所等の保育料及び延長保育の保育料であり、公立保育所等の保育料は定額減税の終了の影響により、834万円余りの増額となり、公立保育所等延長保育料は園児数の減少により、26万円の減額となりました。

「⑦児童クラブ保育料」は、公立児童クラブの保育料であり、公立児童クラブの児童数が増加したことにより、1,558万円余りの増額となりました。

「⑧児童クラブ延長保育料」は、公立児童クラブの午後6時から午後7

時までの延長保育料であります。

「⑨児童発達支援等使用料」及び「⑩児童発達支援等利用者使用料」、並びに「⑪障害児相談支援サービス使用料」は、北部こども療育センター、やまびここども療育センター及び東部こども療育センターで実施している障害児の通所支援サービス等に係る給付費、及び給食代等利用者実費負担分、並びに各療育センター内相談支援事業所の相談支援事業に係る給付費であります。

27ページをお願いいたします。

説明欄、目8教育使用料の節3幼稚園使用料のうち、「②幼稚園一時預かり保育料」は、公立幼稚園で実施している預かり保育に係る保育料であります。】

28ページをお願いいたします。

項2手数料の説明欄、目2民生手数料、節2児童福祉手数料のうち、「④児童クラブ登録手数料」は、公立児童クラブの登録手数料であります。

31ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項1国庫負担金の説明欄、目1民生費国庫負担金、節4児童福祉費国庫負担金の表中、32ページ2段目の「児童扶養手当負担金」は、ひとり親家庭の親などに児童の健やかな成長を願って支給した手当に係る負担金であります。

3段目の「母子生活支援施設運営費負担金」は、入所措置費に係る負担金であり、4段目の「児童手当負担金」は、児童を養育している者を対象として支給した児童手当に係る負担金で、令和6年10月1日の制度改正による高校生年代までの支給期間の延長等により、18億2,650万円余りの増額であり、5段目の「特例給付負担金」は、制度改正前の、所得制限で児童手当の支給とならない受給者に対する給付で、6,994万円余りの減額となりました。

目2衛生費国庫負担金の、節1保健衛生費国庫負担金の表中、1段目の「養育医療費負担金」は、未熟児養育医療給付に係る経費に対して交付を受けたものです。

2段目の「小児慢性特定疾病医療費負担金」は、厚生労働大臣が定める慢性疾患を有する18歳未満の児童等への医療費助成に係る経費に対して交付を受けたものです。

項2国庫補助金、説明欄の目1総務費国庫補助金、節1総務管理費国庫補助金の表中、33ページの上から2段目、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」のうち4段目の「市立児童クラブの間食提供に係る保護

者負担軽減事業」は、公立児童クラブのおやつ代について、物価上昇に伴う増額分に対して充当したものです。

9 段目の「民間保育所等食料品価格高騰対策事業費補助金」は、給食食材費高騰の影響を受けている民間保育所等への補助に対する交付金であります。

10 段目の「子ども食堂緊急支援米交付事業」は、子ども食堂に対する米の現物給付に対する交付金であります。

11 段目の「ひとり親家庭緊急支援米配布事業」は、ひとり親家庭に米を配布し、経済的支援を目的とした事業の交付金であります。

34 ページをお願いいたします。

目2 民生費国庫補助金、節2 障害福祉費国庫補助金の表中、35 ページ1 段目の「障害者地域生活支援事業費等補助金」のこども発達相談センター分は、発達障害児及びその家族に対する支援業務における会計年度任用職員の雇用経費に対して交付を受けたものです。

節4 児童福祉費国庫補助金の表中、1 段目の「児童虐待防止対策支援事業費補助金」は、家庭児童相談員の雇用経費、地域障害児支援体制強化事業等に係る補助金であり、3 段目の「自立支援給付事業費補助金」は自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金に対する補助金であります。

5 段目の「次世代育成支援対策施設整備交付金」は、市立母と子の家しらゆりの外壁改修工事のための交付金であります。

6 段目「妊婦のための支援給付費補助金」及び7 段目の「妊婦のための支援給付交付金」は、令和7 年4 月より妊婦の負担軽減を図ることを目的として、子ども・子育て支援法に創設された「妊婦のための支援給付」における「妊婦支援給付金支給事業」に係る補助金であります。

10 段目の「子どものための教育・保育給付交付金」は、民間保育所等の運営に要する費用の国庫負担分であります。

36 ページをお願いいたします。

3 段目の「子育てのための施設等利用給付交付金」は、幼児教育・保育の無償化に伴い、無償化の対象となる施設等を利用する児童に対する給付費の支給に要する費用の国庫負担分であります。

4 段目の「保育対策総合支援事業費補助金」は、保育士の負担軽減のための保育補助者雇上強化事業等に対する補助金をはじめ、保育人材の確保を目的とした事業に対する補助のほか、自宅送迎事業として送迎用バスに係る経費や待機児童緊急対策として実施した保育施設設置に対する

補助金であります。

５段目の「子ども・子育て支援交付金」は、延長保育事業や、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業、産後ケア事業など、子育てに係る事業推進に対する補助金であります。

最下段から３７ページにかけて、「母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金」は、子ども食堂等支援事業費補助事業、大学等受験料支援事業費助成事業、子どもの居場所づくり事業に対する補助金であります。３７ページ１段目の「子ども・子育て支援事業費補助金」は、児童手当制度改正実施円滑化事業分としてシステム改修費用等に対する補助金であります。

目３衛生費国庫補助金の、節１保健衛生費国庫補助金の表中、７段目の「母子保健衛生費補助金」は、産婦健康診査事業等に対する補助金であります。

４２ページをお願いいたします。

款１７県支出金、項１県負担金の説明欄、目１民生費県負担金、節４児童福祉費県負担金の表中、１段目の「児童手当負担金」は、国庫負担金と同様、児童手当支給に係る県負担金であり、２段目の「子どものための教育・保育給付費負担金」は、国庫補助金と同様、民間保育所等の運営に要する費用の県負担分であり、３段目の「子育てのための施設等利用給付費負担金」は、無償化の対象となる施設等を利用する児童に対する給付費に係る県負担金であります。

４３ページをお願いいたします。

目２衛生費県負担金、節１保健衛生費県負担金の表中、「未熟児養育医療負担金」は、未熟児養育医療給付に係る県負担金であります。

項２県補助金の説明欄、目１総務費県補助金、節１総務管理費県補助金の表中、最下段の「自治振興交付金」は、県内市町がそれぞれの地域の実情に応じた施策を展開するために行う事業に対し交付される補助金で、当部では、４４ページの２段目、「障害児保育支援事業」等に活用しました。

目２民生費県補助金、節１障害福祉費県補助金の表中、１段目の「障害者地域生活支援事業費補助金」のこども発達相談センター分は、発達障害児及びその家族に対する支援業務の会計年度任用職員の雇用経費に対して交付を受けたものです。

４５ページをお願いいたします。

５段目の「保育対策総合支援事業費補助金」は、保育体制強化事業に対

する県補助金であり、7 段目の「多子世帯等子育て応援事業費補助金」は、国基準を超えて第 3 子以降の保育料、及び副食費を軽減する事業に対する県補助金であります。

次の「地域子育て支援事業費補助金」は、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、産後ケア事業等、子育てに係る事業推進に対する県補助金であります。

下段から 4 6 ページにかけての「子ども・子育て施策推進交付金」は、県内市町の子ども・子育て施策の充実に係る事業に対して交付される県補助金であり、当部では、「民間保育施設整備事業」、「妊婦健康診査等事業」等に活用しました。

2 段目の「保育所等食料品価格高騰対策事業費補助金」は、給食食材費高騰の影響を受けている民間保育所等の支援事業に対する県補助金であります。

4 段目の「妊婦のための支援給付費補助金」は、国庫補助金と同様、「妊婦支援給付金支給事業」の事務費に係る県補助金であります。

5 段目の「放課後児童クラブ飲食物費価格高騰対策事業費補助金」は、公立児童クラブのおやつ代について、物価上昇に伴う増額分に係る県の補助金であります。

最下段の「地域障害児支援体制強化事業補助金」は、保育所等への巡回支援等の事業に対する補助金であります。

5 1 ページをお願いいたします。

款 1 8 財産収入、項 1 財産運用収入、説明欄の目 1 財産貸付収入、節 1 土地貸付収入、「④こども未来部土地貸付収入」は、民間保育施設等への貸付によるものであります。

5 3 ページをお願いいたします。

款 2 0 繰入金、項 1 繰入金の説明欄、目 2 特別会計繰入金、節 1 「母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計繰入金」は、母子父子寡婦福祉資金貸付事業債の償還に伴う繰入金であります。

5 5 ページをお願いいたします。

款 2 2 諸収入、項 4 雑入の説明欄、目 4 雑入、節 2 民生費雑入、5 6 ページ中段の「②保育施設等運営費返還金」は、民間保育所等に支払った運営費の返還金であります。

節 3 衛生費雑入、「①未熟児養育医療費一部負担金」は、未熟児養育医療給付に係る乳幼児福祉医療の一部負担金であります。

5 8 ページをお願いいたします。

中段の節 9 その他雑入⑤こども未来部その他雑入のうち、子育て支援給付課の 2, 7 3 5 万円余りは、令和 5 年度子育て世帯生活支援商品券交付事業の商品券使用期限の令和 7 年 1 2 月 3 1 日が経過した未利用残高精算分であります。

5 9 ページをお願いいたします。

款 2 3 市債、項 1 市債の説明欄、目 2 民生債、節 1 「社会福祉施設等整備事業債」は、当部では「③木戸つどいの広場空調整備更新事業や⑥皇子が丘児童館耐震改修事業」に活用しました。

歳入の説明は、以上でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

8 7 ページをお願いします。

項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費の説明欄、8 7 ページの 2 こども発達相談費は、こども発達相談センターにおける、発達に課題のある子どもの早期発見・相談、専門医による診断、発達相談員や保健師などの専門職による助言・指導に係る経費等であります。

「4. 子育て地域活動支援事業費」は、指定管理により実施している「にじっこ」及び「きらきらひろば」を含む 6 箇所のつどいの広場に係る運営経費であります。

5. 児童福祉対策推進事業費、「(3) 妊婦支援給付支給事業費」は、令和 7 年度より妊婦の負担軽減を図ることを目的として、子ども・子育て支援法に創設された「妊婦のための支援給付」を実施した「妊婦支援給付金支給事業」に係る経費であります。

「5. 児童福祉対策推進事業費」のうち、繰越分は浜大津保育園空調設備更新工事」に係る工事費であります。

8 8 ページをお願いします。

「7. 子育てひろばゆめっこ運営事業費」は、「子育てひろばゆめっこ」の運営経費であります。

「10. 子どもの居場所づくり事業」は、様々な要因により支援を必要とする子どもたちが安心して過ごせる場所を提供し支援を行う事業に係る経費であります。

「12. 児童発達支援事業費」は、北部こども療育センター、やまびここども療育センター、及び東部こども療育センターの運営経費であります。

目 2 児童措置費の説明欄、1. 児童手当費の「(1) 児童手当支給事業費」については、8 8 ページ下段から 8 9 ページにかけて、区分別の受給者数

及び支給対象児童数、支給額を令和6年10月1日の制度改正前の遡及分とに分けて表にしており、支給額は、制度改正による高校生年代までの支給期間の延長等により、16億6,639万円余りの増額となりました。

目3 公立保育所等費の説明欄、「2. 公立保育所運営事業費」は、公立保育所及び認定こども園の運営経費及び施設管理費であります。

目4 民間保育施設費の説明欄、「1. 民間保育所児童運営費」は、民間保育所に支弁した運営費であり、人事院勧告に伴う公定価格の人件費分の大幅な増額により、9,144万円余りの増額となりました。

「2. 施設型給付等支給事業費（保育）」は、民間認定こども園の保育部分、及び地域型保育事業の運営に要する費用を支弁するものであり、人事院勧告に伴う公定価格の人件費分の大幅な増額及び、1施設の認定こども園への移行により、4億6,156万円余りの増額となりました。

90ページをお願いいたします。

「3. 施設等利用費等支給事業費（保育）」は、幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園等での預かり保育の利用や認可外保育施設の利用に係る保育料を、対象児童に支給するものであります。

「4. 民間保育施設運営助成事業費」は、民間保育施設に対し、障害児等保育事業費補助金、保育士等処遇改善費補助金など、(1)から(14)に記載の各種補助を行っているものであります。

「5. 一時預かり事業費」は、一時的に家庭での保育ができない児童を預かる事業や、幼稚園等で放課後や長期休暇期間等に預かり保育を行う事業を補助するものであります。

91ページをお願いいたします。

「6. 病児保育事業費」は、市内4箇所で実施した病児保育事業の運営を補助する事業であります。

「7. 民間保育施設整備補助費」は、待機児童緊急対策として実施した保育施設設置に対する補助金であります。

目5 母子福祉費の説明欄、「3. 児童扶養手当支給事業費」は、母子・父子家庭1,965世帯に支給した児童扶養手当に係る経費であります。

「4. 母子生活支援施設（しらゆり）運営事業費」は、母子生活支援施設「母と子の家しらゆり」の運営に係る経費であります。令和7年度には、施設の外壁工事を実施しております。

「5. 母子生活支援施設広域入所事業費」は、市外の母子生活支援施設の利用に係る経費であります。

目6 児童クラブ費の説明欄、「2. 放課後児童健全育成事業費」は、公

立児童クラブの運営費、及び民間児童クラブの運営等の補助金であり、児童クラブの通所希望児童の増加に対応するため、民間児童クラブへの補助金交付額が増加したことなどにより、1億1,334万万円余りの増額となりました。

目7児童館費の説明欄、「2. 児童館運営費」は、児童館を運営するための経費であります。

95ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目4母子保健費、説明欄、2小児保健対策費のうち、「(1) 乳幼児健診事業費」は、乳幼児健康診査の実施に係る経費であります。

次の「(2) 未熟児養育医療給付事業費」、「(3) 小児慢性特定疾病対策事業費」は、それぞれ未熟児及び小児慢性特定疾病にかかる医療費の助成経費等であります。

3母子保健対策費のうち、「(1) 妊婦等包括相談支援事業費」は、新生児訪問、産後ケア事業等に係る経費であります。「(2) 妊産婦健診事業費」は、妊婦健康診査及び産婦健康診査の受診券による費用助成及び妊婦健康診査の受診券分を超えた費用等の償還払による助成に係る経費であります。

大きく飛びますが、129ページをお願いいたします。

款10教育費、項4幼稚園費、目1幼稚園管理費の説明欄、130ページの2. 物件費の「(1) 幼稚園管理運営経費」は、幼稚園の光熱水費や施設管理経費等であります。

「4. 委託料」は、施設の維持管理、通園バスの運行委託等に係る経費であります。

「5. 工事請負費」は、志賀南幼稚園高圧機器更新工事であります。

目2幼児教育振興費の説明欄、「2. 施設型給付等支給事業費(教育)」は、民間認定こども園の教育部分、及び子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園の運営に要する費用を支弁するものであり、人事院勧告に伴う公定価格の人件費分の大幅な増額及び、保育所から認定こども園への移行に伴い対象の児童数が増加したことにより、1億2,236万円余りの増額となりました。

「3. 施設等利用費等支給事業費(教育)」は、幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度に未移行の幼稚園に通園する児童の幼稚園保育料の補助に要した費用であり、対象児童数の減少により、1,336万円余りの減額となりました。

以上で、令和7年度大津市一般会計のうち、こども未来部の所管する決算の状況、及び教育委員会の所管する部分のうち、市長の補助機関たる職員をして補助執行させている決算の状況についての説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。